

Part 「欧州レスポンスプロジェクト」特別講演3

欧州レスポンスプロジェクト2の法的諸問題

ヨアヒム・フェルドゲス*

* Clifford Chance Punder法律事務所パートナー

Legal Issues of the European Project RESPONSE 2

Joachim FELDGES*

Partner Clifford Chance Punder Germany 弁護士。1993年からClifford Chance Punder: 法律事務所ミュンヘン事務所のマネージングパートナー。専門分野は、製造物責任法、知的財産法、著作権法など多岐にわたる。レスポンスプロジェクトの法律部門の責任者を務める。



製造物責任は非常に重要な問題であり、ADASを市場に導入する上の判断でも重要です。製造物責任がADASに関連するリスク管理にうまく利用されるようにしなければなりませんが、その責任が全くなくなるということではありません。製造物責任と運転手側の責任の両方ともに自動車業界にとってはなじみのある重要な法的問題ですが、高度運転支援システムの試験と市場導入に関連して特別な法律的問題が出てくるのかどうかが新たな疑問です。

この法的問題をもう少し深めて考えてみたいと思 います。先ほどの疑問の答えはイエスですが、では 何故イエスなのでしょうか。ADASは、運転者と車 の電子系統との中間にあり、運転制御の境界領域で 機能します。ですから、ADASはメーカーの責任と 運転者、すなわちユーザー側の責任のちょうど境界 に位置することになり、これまでのシステムとの間 に法的責任の明確な相違があるわけです。例えば、 滑りやすい道で曲がろうとしている車があり、ドラ イバーが意思決定をします。従来のシステムであれ はそのドライバーの意思決定の支援をするのですが、 ADASが対象にしているのは、その判断自体をシス テムにとらせるのか、あるいは運転者に影響力を行 使させるのか、ということです。それは法的責任の 定量的な大きな違いとなります。ADAS使用により 生じた法的な責任が、ドライバー側とメーカー側の どちらにあるのか。その責任の割合というのは、A DASのみならず人間の生命や健康に関わる全ての 安全システムに適用されるべき問題なのです。従っ て、ADASの法的問題の検討から得られる教訓は、

その他の分野における法的責任の問題にも応用することができると言えます。

以上のような法的問題にどれだけ注意を払うかに ついて、特に近年関心が高まってきています。

レスポンスプロジェクト2の中で私たちが達成しようとしていることを考える時に、レスポンスプロジェクト1の目標が何であったか、またその成果が何であったかを考える必要があると思います。レスポンスプロジェクト1で対応した疑問点を法律的な観点から見てみると(Fig.1)まず、自動介入システムにおけるドライバーの優先権、すなわちオーバーライダビリティーを法的条件とするのかどうか、トライダビリティーを法的条件とするのかどうか、ということがあります。この問題はウィーンの道路に車の制御権を持たなければならないとの結論に至っています。次に、二番目の疑問点として、ドライバーは自分の責任をADASというシステムに委るのか否かということです。三番目の疑問点として、A

Three main questions

- 1) Does the law require that automatic system interventions into the main driving functions remain overridable by the driver at any time?
- 2) May the driver delegate his own responsibility to ADAS?
- 3) How "perfect" has a system to be in order to provide sufficient safety and thereby reduce the risk of product liability claims?

Fig. 1 Objectives of Response 1

J・フェルドゲス

DASの完成度をどこまで求めればよいのか、つまり十分な安全性を確保し、製造物責任賠償のリスクを下げるためにはどの程度システムが完璧であればよいのかということです。安全性が確保できればシステムを市場に導入することができるので、安全性の確保は特に対応しなければならない重要な問題になっています。

そこで開発されたアプローチですが、ADASの機 能を完璧にするには三つの条件を満たさなくてはな りません(Fig.2)。まず一番目の条件としては、AD AS装置そのものが技術的な要件を満たすというこ とです。エンジニアの方はよくご存知だと思います けれども、従来からある各種の技術試験に合格しな くてはなりません。次にADASの機能をドライバー が完全に理解して、適切に取り扱うことができると いうことです。この二番目の条件の方が一番目より ずっと難しいかもしれません。新しいシステムやイ ンテリジェントな機能が導入されると、その装置の 説明書はどんどん厚みを増し、それをドライバーが 完全に理解できるのかという問題の答えが必要とさ れています。そして三番目は、これが本当に重要な 問題になりますが、ADASはドライバーとの明確な やり取りがなければならないということです。つま リADASとのインターアクションです。電子装置だ けではなく、人間も関わる問題です。システムは電 子装置とドライバーの二つの要素から構成されてお

By its definition an ADAS works only perfect if the following is ensured:

- full compliance of the equipment with the technical requirements
- full understanding of the functioning of the ADAS and safe handling by the driver
- perfect and clear communication between ADAS and driver

Fig. 2 Approaches developed in Response 1

The various types of ADAS were classified as follows:

- Information/Warning Systems
- Intervention systems with possibility for the driver to override such invention
- Intervention system without possibility for the driver to override such invention

Fig. 3 Classification of ADAS according to the level of support realized

り、両者間に完全で明確なやり取りがなくては、A DASが成り立たないことになります。

レスポンスプロジェクト1は運転支援の度合いに よってADASの分類を行い、それぞれ異なるカテゴ リーがあります(Fig.3) 最初の支援レベルは情報提 供と警告のシステムレベルです。つまり、ある交通 状況についての情報を提供するだけであり、例えば 衝突の危険があるという情報をドライバーに知らせ るだけのレベルです。二番目のレベルは運転介入シ ステムです。システムが実際に運転に介入するわけ ですが、しかし、この二番目のレベルではドライバ ーに対して介入へのオーバーライドを与えています から、介入システムはあっても最終的な主導権はド ライバー側にあります。三番目のレベルは同じよう な介入システムですが、ドライバーがその運転に介 入された時に、主導権をシステムから取り返すこと ができないものです。ADASにはさまざまな分類が あり、システムがただ単に判断するだけでなく、最 終的なコントロールまでシステムに与えてしまうと いうのが、三番目の介入システムのレベルです。そ ういった分類の根拠は、先ほどもお話したように、 だれが最終的な判断をするのか、ドライバーなのか システムなのかということであり、ADASの三つの 運転支援レベルというのは介入の度合いによって決 められます。最初のレベルでは、全ての判断をドラ イバーが行い、三番目のレベルでは、その主導権が 最終的にシステムに与えられてしまうということで す。

ここで一つ問題喚起を行いたいと思います。先に ミナリー二氏が紹介されましたが、交通事故の責任 の76%はドライバーにあり、運転の下手なドライバ ーが沢山います。しかしその一方で、ADASよりも 優れた判断ができ、危険の察知ができたり事故回避 の判断ができるドライバーもいます。そういう場合 にはADASはドライバーが優先権を持つべきでしょ う(Fig.4) このオーバーライダビリティー、すなわ ちドライバーの優先権は、システムよりもドライバ ーが優れている場合に備えるものです。オーバーラ イダビリティーは、ただ単にシステムの設計上にお いて主導権を提供できるようにしておくだけではな く、ドライバー自身が実際の場で物理的な反応をし て、運転のコントロールを取り返せる時間がなくて はならない。そこまで考えてオーバーライダビリテ ィーを確保する必要があります。それに対して、こ の優先権、主導権の条件に例外を認めるのかという

Thesis:

- > There are many poor drivers...
 - However, as long as there are drivers being superior to an ADAS in the detection of critical traffic situations and the decision how to avoid an accident, an ADAS must remain overridable.
- Overridability must be ensured in both, in the design of the ADAS and in the time scenario.

Fig. 4 Classification according to the level of authority taken over by ADAS

疑問があります。つまり、考えなければならないことは、事故の影響を緩和するという考え方です。例えば、事故が回避できない状況であるが、事故の被害がADASの介入によって軽減できるという場合にはドライバーの主導権を認めないことも考え得るということです。

ここでもう一度、製造物責任が国際的な懸案になっていることを思い起こしてください。世界全体で、少なくとも主要な市場を交えてこの問題を話し合うことが必要なのです。皆様方の市場においてはそれぞれの製造物責任の規約に準ずるわけですが、レスポンスプロジェクト1においては、ヨーロッパの観点を中心に考えました。ADASの法律的な分析はドイツを主体にして、ヨーロッパ6か国をベースに行っています。現在、情報交換をADASと同等の運転支援システムに関わる関連諸機関とも行い、アメリカや日本との意見交換が行われています。

ところで、製造物責任というのは、法律的な責任 にすぎません。メーカーや部品製造者の契約に基づ いて決定され、それぞれの法務部で対応することが できるかもしれません。製造物責任には三つの要点 があります。まず、製造物責任法であり、これは厳 格責任 (strict liability) となります。ヨーロッパに はヨーロッパ指令(European Directive)がありま すし、ドイツでもその指令を採用しております。次 に、製品のリコールや警告に関する規定もあります。 ところで、製造物責任はドイツ民法の一部になって いて、厳格責任の特徴としては、メーカーに過失が なくてもメーカーが責任を取らなければならない無 過失責任が定められています。ですから、この製造 物責任の根拠となるのは製品の欠陥そのものなので す。製品に欠陥があるだけでメーカーに責任が発生 します。欠陥のある製品を市場に出してしまったメ ーカーが、製造物責任の法律の対象となります。

不法行為法 (law of torts) に基づく責任の性質は、

その根拠が製造物責任法とは多少異なっています。 不法行為法で重要なのは注意義務 (duty of care) であり、十分な注意義務が払われたかということで す。メーカーが製品を設計する前、製造する前、あ るいはそれを市場に投入する前に、当然行われるべ き一連の安全確認の行為が行われたかどうかが問わ れます。これまでのほとんどの判例は、不法行為法 の解釈の中で確立されています。それはドイツばか りでなく、他の欧州諸国においもメーカーの過失を 認定して、その責任を問うことがなされています。 つまり製品の欠陥が見つかった場合には、現在のと ころはその過失が認められて損害賠償をすることに なります。しかし製造物責任法の厳格責任において は、責任の限度が異なっており、賠償金の額に関し て、より制限されています。また、ヨーロッパには 懲罰的損害賠償金 (punitive damages) がないこと にも注意してください。この点、アメリカよりヨー ロッパのメーカーの方が、少し楽な状況にあると言 えます。

製造物責任を考える場合に、さまざまな製品開発 の段階における状況を、分けて考えなければいけま せん。つまり設計、研究開発の段階、そして生産、 マーケティング、アフターセールス(製品のモニタ リング)などです。人間と機械のインターアクショ ンにおいて、あらゆる用途を考慮に入れて設計する のは大変に難しいことですが、設計に欠陥があった 場合には、あらゆる用途を考慮に入れた上で設計し たかの問題が問われる場合があります。そして、製 品を誤用することを考慮に入れて設計をしたかも問 題となるでしょう。ADASの製造物責任を考えると、 運転能力に欠けるドライバーの状況も考えて製品テ ストをしなければならないし、またシステム全体の 制御性も問われてきます。システムに関する知識が ほとんどなく、最も危険な状況にあると思われるユ $-\mathfrak{V}-$ (least informed and most endangered user) に対して、十分な教育やオリエンテーションを行っ たかどうかが争点になるでしょう。

では、製造物責任がメーカーと部品製造者に対してどのように問われるのでしょうか。連帯責任を問われる場合もありますので、両者は十分な情報交換をし、その中で責任所在の明確化をすることが重要になってきます。そして、ADASのような複雑なシステムではなおのこと、総合的なシステムの完全で正確な包括的製品情報が説明書や取扱説明書に求められます。さらに安全にとって最も重要な機能につ

J・フェルドゲス

いては、十分にユーザーの注意を喚起しなければなりませんし、製品のマーケティングや宣伝広告活動においても、それを主張する必要があります。ヨーロッパ指令の中で製造物責任において重要な点は、消費者が製品の安全性に対してどのような合理的な期待を持っているかということです。製品の安全性がどのように表示、提示されているのか、またこの製品の用途が、合理的に予見される消費者の用途と一致しているかが問われます。製品が市場に流通した段階で、その機能に消費者が十分に満足しなければ、製品は欠陥を有していると判断される場合があるわけです。

ADASの場合には、システムに関する知識がほとんどなく、最も危険な状況にあると思われるユーザーを基準に安全性の評価を行わなければなりません。そこで、あらゆる種類のドライバーに対応できるような、リスク分析のテストを行うことが期待されています。

製造者が予想する通常の用途とともに、製品の乱用や誤用を合理的に予見することも求められています。ADASの場合、ADASが交通事故を回避してくれるという安心感によって、ドライバーによっては、通常よりも運転が不注意になる場合があることも考慮されなければなりません。また、適切な広報手段を通じて、製造者はドライバーに対して危険についての情報を提示することが求められています。なお、車を武器として使って人を轢き殺すようなことは合理的に予見可能な用途ではありませんので、製造者が予見しなくてもよいことです。

システムが初めて市場に商品として売り出された 時に、それが完璧でなければならないかという疑問 についての答えは、勿論、ノーです。1960年代や70 年代に使われていた車は、現在の基準に照らし会わ せれば安全な車両とは言えないわけですが、それで も許容されてきたのです。新しいシステムを使用す るには、リスクに対する抗弁を明確に確立する必要 がありますが、市場で販売される商品の場合には、 今までの開発方法とか製造方法とかが十分妥当なも のであり、充分なテストを実施してきたということ も立証できなければなりません。しかし、技術的に 実施可能な全ての基準に対応する手段を、メーカー は義務として実施しなければならないのかの問題に 対しては、合理的な措置を講じればよいのであり、 必ずしも実施可能なあらゆる措置を完璧に全て実施 しなければならないわけではないのです。なお、不 法行為法のもとでの合理的な注意義務に関しても、 同じ要件が課せられます。

今まで民法のもとの賠償責任の問題について紹介 いたしましたが、刑法のもとの刑事責任が問われる か、少し考えておきたいと思います。システムの開 発・製造、そしてその安全性のコントロールに対し て責任を持つ者は、製品に欠陥があると認められ、 裁判所が合理的な注意義務を払っていなかったと認 めた場合には、刑事罰が科せられることになります。 エンジニア、技術者ばかりでなく、メーカーの経営 陣には、可能な限り文書を残し、記録を残しておく ことが求められます。もしも製品の安全性を担保で きるような適切な企業組織にしていなかった場合、 そして消費者の健康や生命を脅かす問題をもたらす ような会社組織であると裁判所が認めた場合には、 法人として経営者責任を問われることがあります。 従って、刑事的には、技術者個人の責任は勿論のこ と、法人の経営責任が問われることがありますので、 それに対応する必要があるでしょう。

レスポンスプロジェクト2の法的側面、ADASの市場導入にあたっての技術的な可能性と法的な影響について検討してきましたが、政策立案者、あるいは立法当局がADASを実用化に供した場合のインパクトや意味合いを考えることも必要です。

今後、ADASを必須のシステムとして車両に導入するという場合や全ての車両がADASを搭載しなければならないとなった場合、法的な影響として、どのようなことを考えなければならないのでしょうか。

まず、私の頭に浮かんでくるのは、メーカーの法 律的な責任です。それを十分に考慮せずに、立法当 局がADASの搭載を義務化することは、あまり考え られないとは思いますが、こういったシナリオを考 えなければなりません。メーカーはどのような注意 義務を遵守しなければならないのか、妥当な安全性 (reasonable safety)ということに関してもその定義 を明確にしなければなりません。利害関係者や全て 業界関係者の総意を形成しなければならない点に関 しては、誰もの意見が一致しているところです。そ れから実行規範(Code of Practice)ですが、これは 製薬業界ではすでに、医薬品の安全性に関する一連 の問題が出てきた後に、標準的な実行規範を業界で 確立していますが、同様のことをADASに関連する 業界においても実施することです。そして、ADAS の開発・検証における注意義務や妥当な安全性を厳 格に定義し、遵守していく必要があります。

なお、それらの定義は、市場の状況、周囲の環境によって、ダイナミックな形で柔軟に変えていかなければならないでしょう。社会と業界においてコンセンサスを形成しなければならないわけですが、それには自動車メーカー、検査試験機関、ドライバーのいろいろな協会や組織の全てが合意する必要があります。製造物責任テストや開発の標準化などの実現が決して容易ではないものもありますが、法律的にメーカーの責任がないということが認められる何

らかのテスト方法や開発の基準の他に、型式認定規制の強化や改善などが必要になると思います。

そして、そのような体制を整備することによって、ADASの市場導入がメーカーとユーザーの法的な側面を充分包括的に考慮した便益とリスクの分析によって支援されるものと考えますし、また日米欧の三極において、ADASの経験・評価の情報を公開することによって、ADASの最終的な市場導入判断の根拠がより明確になるものと思います。